

令和5年度裁判所職員総合研修所

入所式祝辞

祝　　辞

裁判所職員総合研修所の令和5年度養成課程入所式に当たり、一言、お祝いの言葉を申し上げます。

第20期研修生の皆さん、本日は誠におめでとうございます。裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官を目指して努力を重ね、本日晴れて入所式を迎えたことに対し、心からお喜びを申し上げます。

昨今、情報通信技術・生命科学をはじめとする科学技術が驚異的な発展を遂げ、国民の少子高齢化、経済

活動の国際化といった社会の構造的な変化も加速しています。こうした中で、国民の価値観や家族観の多様化も進むなど、私たちを取り巻く社会環境は急速に変化しています。

このような社会が大きく変動する時代にあっても、裁判所の機能は、中立公正な立場から法的紛争を適正迅速に解決するという司法サービスを提供し、これを通じて、社会の安定に寄与することにあります。このような裁判所の役割に対する国民の期待に応えるためには、職員一人一人が、真摯に職務に取り組み、与え

られた職責を着実に果たしていくことはもとより、社会の動きや利用者のニーズの変化に关心を払い、常に改善と工夫を重ねていくという意識を持って、より質の高い裁判事務の遂行を目指していくことが求められています。

皆さんは、裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官という仕事の道を選択されました。裁判所書記官は、裁判のプロセスで発生する多種多様な法的な事務を適正かつ効率的に遂行する専門職ですし、家庭裁判所調査官は、家庭裁判所の事件において、

行動科学の知見や技法を活用した調査を行うことにより、納得性の高い調停や審判の実現に寄与する専門職です。皆さんには、それぞれの官職が裁判において担う役割と責任の重さを胸に刻み、誇りと自覚を持って、積極的に研修に取り組んでいただきたいと思います。

これから研修では、このような専門職に求められる基本的な知識と技法を学ばれることと思います。これらの知識や技法は、今後の職務を遂行していく上での土台となるものであり、まずはこれをしっかりと習

得することが大切ですが、それにとどまらず、これらの知識や技法が、裁判のプロセスのどのような場面で、どのような形で活用され、適正妥当な裁判の実現にどのように役立てられるのかということを考える習慣を身に付けていただきたいと思います。

さて、御承知のとおり、裁判所が当面する最も重要な課題は裁判手続のデジタル化です。デジタル化に当たっては、裁判に対するアクセスの利便性向上や記録事務の効率化などだけでなく、裁判手続全体を、合理化、効率化の観点から抜本的に見直

すことで、裁判に関わる当事者と裁判所職員の負担がトータルとして軽減されることを目指すとともに、裁判の質の向上、裁判所の紛争解決機能の充実・強化を目指す必要があります。このように、裁判手続のデジタル化は、これまでとは違う発想で裁判事務の在り方を見直す千載一遇のチャンスであり、皆さんは、そのような時期に新しい事務の担い手となるわけですから、研修を通じて、事務の在り方を「自ら考える姿勢」、「議論する姿勢」を身に付けることが求められます。

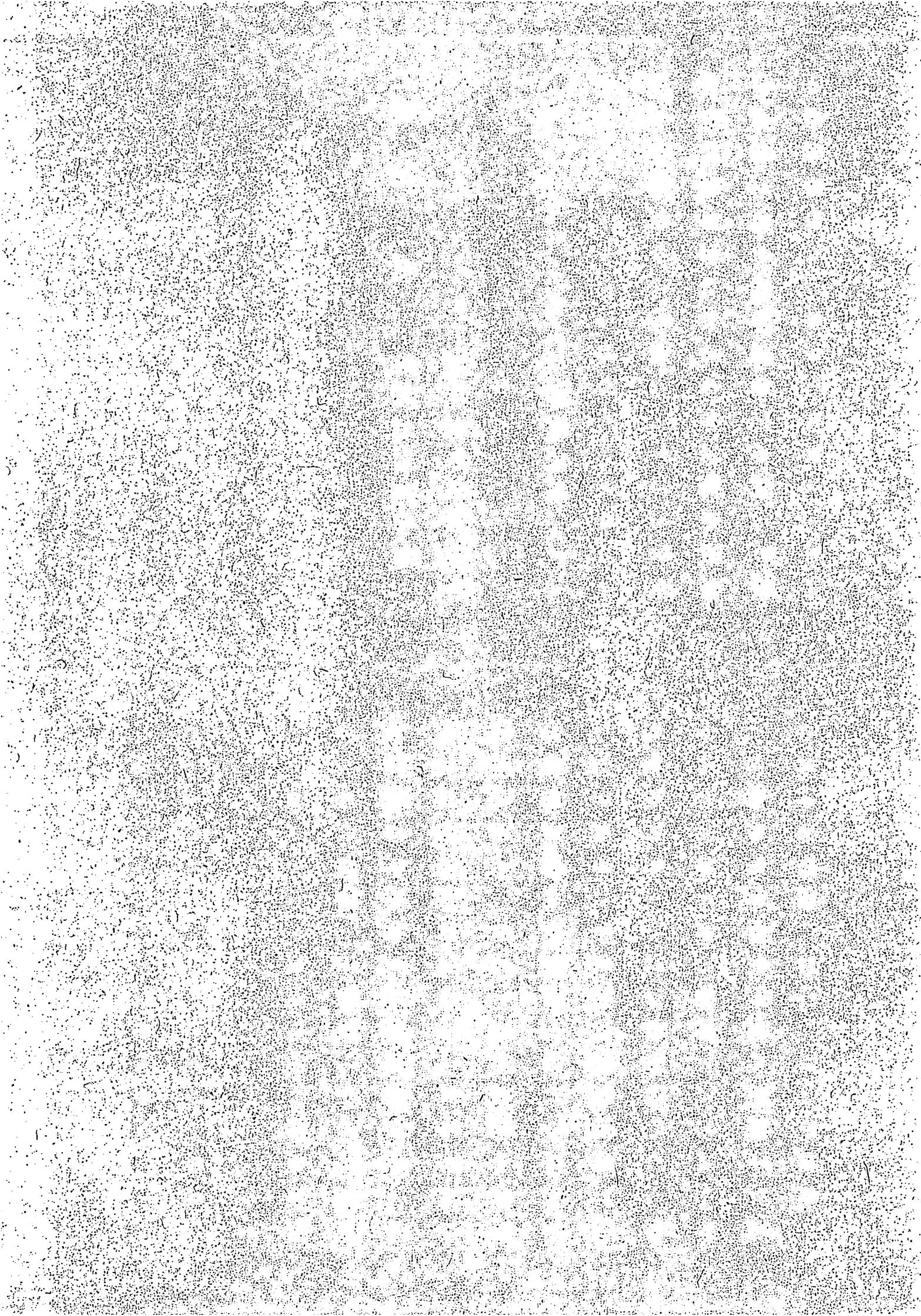
裁判所においては、裁判官を含め、異なる職種の裁判所職員が連携し、チームとして職務に取り組んでいます。この研修所において裁判所書記官と家庭裁判所調査官の養成を行っていることは、職種間の相互理解と連携の基盤を築く上で、大きな意義があります。互いに切磋琢磨しながら、高い職業倫理を共有する裁判所職員として、信頼し、尊敬し合える関係を築いていただきようお願いします。

最後になりましたが、どのような時にも健康が第一です。皆さん、

心身とも健康で充実した研修生活を送り、晴れて養成課程を修了されて、裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官として、これから裁判所に新しい風を吹き込むことを心より期待して、私の祝辞といたします。

令和5年5月8日

最高裁判所判事 林道晴



祝　　辞

皆さん、本日はおめでとうございます。

皆さんが、裁判所職員総合研修所での一年間又は二年間にわたる厳しい養成課程を修了され、晴れて本日の修了式を迎えたことを、心からお喜び申し上げます。また、この間、熱意と愛情を持ち、様々な工夫をしながら研修生の指導に力を注がれた所長を始めとする教官、事務局職員の皆様方の御労苦に対し、深い敬意と謝意を表します。

1月1日に能登半島地震が発生しました。この地震によって、能登半島地域の裁判所も、ライフラインの寸断や交通アクセスの悪化等、困難な状況に直面することになりました。それでも、裁判所が地域社会においてその役割を果たせるよう、被災地のみならず周辺地域の裁判官、裁判所書記官・事務官、家庭裁判所調査官は、種々の制約の中、令状処理を始めとする業務を継続しています。今後も震災に伴う様々な法的紛争が裁判所に持ち込まれることが予想されますが、司法サービスを着実に提供し続けていくことは裁判所の使命であるとともに、復興の一翼を担うことでもあります。困難な状況下でなお、課せられた職責を果たすべく、黙々と職務に励んでいる先輩方と同様、皆さんも裁判所職員としての責任と自覚を持って職務に取り組んでもらいたいと思います。

さて、現在の裁判所を取り巻く状況を見ますと、社会経済活動の高度化・国際化に伴い利害関係が複雑化し、紛争が発生した際の対立も先鋭化しています。少子高齢化、過疎化、経済的格差の拡大により社会構造が変化する中、ライフスタイルや家族の在り様などを巡る価値観が多様化・流動化

しています。これらに加えて、社会全体のデジタル化、AIに代表される情報処理技術の急速な進歩は、目を見張るものがあります。御承知のとおり、裁判手続のデジタル化については、民事、家事関係の法整備がされ、刑事の分野においても法整備の検討が進んでいます。民事訴訟の分野では、デジタル化を契機として裁判手続を合理化・効率化し、裁判所の紛争解決機能を充実・強化するための検討と実践が重ねられており、家事事件の分野でも同様の観点からデジタル化を見据えた検討が始まっています。

皆さんは、このような大きな変革期において、新しい時代の裁判の担い手として、第一歩を踏み出すこととなります。変革期であっても、公平中立な立場で、法と証拠に基づき、適正な手続に従って判断を示すという裁判所の役割に対する国民の期待と信頼が変わることはありません。裁判所に課せられた使命の重みを自覚し、専門職としての誇りと責任を持って主体的に日々の職務に取り組んでほしいと思います。

本日は、皆さんに二つのことを申し上げたいと思います。

一つ目です。先輩方が築き上げてきた実務の運用とそれを裏付ける知識をしっかりと習得することはもちろん大事なことですが、その上で、こうした運用の理由や法的根拠を考え、疑問や違和感があれば、自らの考えを言葉にし、それを臆することなく同僚、先輩、上司、裁判官等に伝えて議論するようにしてください。

職務を遂行する中で、些細なことも含め、疑問や違和感が生じることもあると思います。そのようなときは、まずは口に出し、話題にすることによりその解消に努めてください。その際には、相手の意見にも謙虚に耳を傾けつつ、自らの考えを相手に明確に伝えて意見交換してほしいと思いま

す。議論することで、現在の運用の問題点が明らかになり、職場全体の事務改善につながることもあるかもしれません。言うまでもなく、質の高い裁判は、裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等の関係職種が連携することで実現できるものです。自らの考えを言葉にして伝えなければ、相手に伝わらず、関係職種間で共通認識を持つことはできません。また、そのような意見交換は自らを成長させる貴重な機会ともなります。経験が浅いからといって遠慮したり、臆したりすることなく、新鮮な目で、日々の事務に改善する点がないかどうかを考え、自らの考えをはっきりと伝え、思い付いたアイデアを積極的に提案するようしてください。

二つ目ですが、裁判所の一員として、これから裁判所の課題に積極的に関わってください。

先ほど申し上げたように、今、裁判所は大きな変革期を迎えています。とりわけ、裁判手続のデジタル化は喫緊の課題です。デジタル化により裁判手続の在り方が大きく変わりますし、同時に私たちの事務も合理化・効率化していく必要があります。これからは、今まで以上に多様で柔軟な発想や新しい感覚が必要不可欠であり、皆さんに期待するところには大きいものがあります。職場の仲間と一緒に新しい時代の裁判所を作り上げていってもらいたいと思います。皆さんだからこそ見える景色や視点が必ずあるはずです。是非、積極的に取り組んでほしいと思います。

最後になりましたが、皆さん、裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官として、その職責を十全に果たしていくためには、心身の健康を保持することが大前提となります。職場の上司や先輩等も必要な配慮をしますが、皆さん自身も、日々の生活の中で意識的に休養やリフレッシュの機会を確

保することを意識するようにしてください。皆さんに、気力を充実させ、
新しい時代の裁判所に新たな息吹をもたらしてくれることをお祈りして、
私の祝辞といたします。

令和6年3月25日

最高裁判所判事 今崎幸彦